

いまもあしたも誇れる座間であるために…

発行者：おぎはら健司
メールアドレス：info@ogiharakenji.com
連絡先：042-719-4972 (ファックスも同じ)

おぎはら健司の市政レポート

まさに寝耳に水です

3月4日に父が他界しました。詳細は後段に記しますが、77歳“喜寿”を迎えて間もなくの出来事でした。1か月半ほどご無沙汰をいたしました。無事に四十九日法要・納骨も済ませ、いわゆる忌明けとなり、気持ちを新たに市政情報の発信に努めてまいります。

さて、表題の通り、まさに寝耳に水のニュースが報じられています。衆院選挙区割りについてです。

ご承知の通り、この問題は過去の衆議院議員選挙に於いて三度、最高裁が違憲状態と判断した「一票の較差」の解消に向け、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区割り審」）に於いて、選挙区ごとの有権者数を「2倍以内」に抑えるよう検討が進められています。もちろん、投票価値の平等という観点からも較差是正は喫緊の課題であることは言うまでもありません。

しかしながら、昨年総務省が都道府県に意見を求めた際の神奈川県知事の意見は、座間市を含む神奈川13区のうち、綾瀬市（13区）と寒川町（12区）を入れ替えるというものであります。

それを受けて、綾瀬市・大和市の両議会では12月の段階で、「13区では四市で構成する『大和斎場組合』や、大和市を除く『高座清掃施設組合』などに加え、警察の所轄では大和警察署が綾瀬市を所轄するなど、13区内四市の結びつきが歴史的にも深いこと」から選挙区割りの見直しを求める意見書が国に対して提出され、さらに座間市議会としては今年の3月24日に同様の意見書を提出したところでした。

また、東京都の多摩市と稲城市には、以前から選挙区割り見直しのために市域を分断する案が示され、それぞれの市長は「区割り審が定めた『市区町村区域を分割しない事を原則とする』という作成方針の原則を重く考えるべき」とい

う理由から、国に対して再考を求める声明文を3月21日に提出していますが、区割り審としては、座間市議会が意見書を提出した時点ですでに今回の区割りについて検討がされていたという事なのですが、座間市に対する事前の通告は皆無でした。

今回の一件が、区割り審による勧告が発表される前に明らかに出来たのは、4月4日に県から各市区町村に対し「町名や字名などに誤字・脱字がないか」と確認を求められ、座間市の選挙事務担当者が確認を行ったところ「相模が丘」の町名が脱落していることに気付いたことで発覚し、国に確認したところ「（厚木市や伊勢原市、相模原市南区などの）16区に編入する予定」と、後から報告がされたものです。

事前の通告も協議もなく市域を分断するという手法は、最高裁の違憲状態との判断に対する表面上の対応として、まずは三年間だけ実施するというもので、ご都合主義としか例えようがなく、誠に遺憾としか言いようがありません。

心労・苦労も親孝行！？

冒頭に記した通り、父が他界しました。父子家庭だった事に加え、私自身も真面目一辺倒ではなく、特に苦労をかけたと反省しています。

議員になってからは心配をかけることも少なくなると自負をしていますが、一方で実家を出てすぐに認知症を発症し、最後は認知症による様々な弊害のために亡くなった事を考えると、敬老会や長寿祝賀会などで、甘利代議士がよく仰っておられた言葉が脳裏に浮かびます。

いわく「長寿に必要なのは、よく歩く事に加え、息子が適度に心配をかけること」

40歳を過ぎて結婚し、孫の顔も見せられた事で最後に親孝行が出来た反面、もう少し心配をかけた方が良かったのかなあ…と感じます。

最期は「お疲れ様でした」と声をかけました。